第42回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第42期(2024年10月1日~2025年9月30日)

株式会社 イメージワン

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性低下による簿価切り下げの方法)によっております。

商 品 移動平均法による原価法

仕 掛 品 個別法による原価法

貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法

仕掛販売用不動産 個別法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、太陽光発電設備に係る機械装置については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年~15年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 4年~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、3年以内の定額法としております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に 基づく定額法としております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、簡便法により計上しております。

③ 製品保証引当金

契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備える ため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販 売時に計上しております。

④ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益として、ヘルスケアソリューション事業、 地球環境ソリューション事業を行っており、これらの事業から生じる収益は顧 客との契約に従い計上しております。

① ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業は、主にメディカルシステム分野、メディカルサプライ分野を展開しており、メディカルシステム分野においては「PACS」関連の販売等、メディカルサプライ分野においては医療商材の販売等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

(メディカルシステム分野)

メディカルシステム分野は、主に「PACS」の製造販売及び保守等を行う事業であり、顧客との販売契約に基づき、当該商品又は製品の引き渡しを行う義務を負っております。「PACS」の販売における履行義務は、当該商品又は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。また、保守運用につきましては、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり収益認識を行っております。

(メディカルサプライ分野)

メディカルサプライ分野は、主に医療商材の仕入販売等を行う事業であり、顧客との契約に基づいて、商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客が検収した時点で顧客に支配が移転し履行義務が充足されることから、検収時に収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業は、主にエネルギー分野、GEOソリューション分野、ESG分野を展開しており、エネルギー分野においては太陽光発電所の仕入販売等、GEOソリューション分野においては三次元画像処理ソフトウェアの販売等、ESG分野においては空気清浄機の販売、レンタル等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

(エネルギー分野)

エネルギー分野は、主に太陽光発電所の仕入販売等を行う事業であり、顧客との販売もしくは譲渡契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

(GEOソリューション分野)

GEOソリューション分野は、主に三次元画像処理ソフトウェアの販売等を行う事業であり、顧客との契約に基づいて、商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客が検収した時点で顧客に支配が移転し履行義務が充足されることから、検収時に収益を認識しております。(ESG分野)

ESG分野は、主に空気清浄機の販売、レンタル等を行う事業であり、レンタルについては、契約に定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されることから、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理しております。
 - ② 消費税等の会計処理 控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準 | 等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65—2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、金額が少額であったことから、本来は別掲すべき「繰延税金負債」を固定負債の「その他」(前事業年度 166千円) に含めて表示しておりました。当事業年度において当該金額が増加し、重要性が増したため、本来の表示区分に従い「繰延税金負債」として別掲することといたしました。

(損益計算書)

前事業年度において、金額が少額であったことから、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「雑収入」(前事業年度 2,354千円) は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

会計上の見積りに関する注記

- 1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	(114)
	当事業年度
有形固定資産	2,081
無形固定資産	9,869
投資その他の資産	3,245
減損損失	15,196

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、 当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額 が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少 額を減損損失として計上しております。

また、固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー及び 中期成長率等について一定の仮定を設定しております。

当事業年度においては、将来の使用が見込まれていない遊休資産について、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に 計上しております。

なお、これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況等の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	(114)
	当事業年度
貸倒引当金 (流動)	△1,995
貸倒引当金 (固定)	△206,275

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。

一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

損益が継続して赤字となっている創イノベーション株式会社に対する長期滞留債権の貸倒引当金(固定)につきましては、長期滞留債権全額の150,585千円を計上しております。同じく、医療法人社団昌医会に対して36,755千円を計上、医療法人社団良弘会に対して8,184千円、株式会社イノベーションに対して5,470千円を計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3.211千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権

150.585千円

3. 偶発債務

当社は、2024年1月15日に受領した第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、売上及び売上原価の取消を行っております。これに伴い当該業務に関連して当社が当該取引先から受領した代金を仮受金に計上するとともに当該事業に関連して当社が取引先へ支払った代金を仮払金として計上しております。

流動資産の「仮払金」に含まれる当該取引に係る残高及び流動負債の「仮受金」 に含まれる当該取引に係る残高はそれぞれ次のとおりであります。

 当事業年度 (2025年9月30日)

 仮払金
 374,329千円

仮受金 565,367千円

当社は、当該業務に関して株式会社プロスパーアセット(提訴日:2024年9月6日、請求金額:16,220千円)、株式会社ワンダーランド(提訴日:2024年9月12日、請求金額:20,680千円)、株式会社ケイ・アイ・シー(提訴日:2024年10月21日、請求金額:49,852千円)、他7社より金員支払請求を求める訴訟を提訴されております。各訴訟の対応については、「その他の注記 2. 係争事件の発生」(15頁~21頁)をご確認下さい。

上記の訴訟事案を除く、その他の当該業務に関する取引についても第三者委員会による調査報告書の内容及び訴訟事案への対応も踏まえ、当該取引先等と協議を行っていく予定です。

当該業務全般を対象とした今後の協議結果によって、上記の仮受金と仮払金との差額を超える負担が生じることや訴訟結果により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点でその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の総額 営業取引以外の取引(収入分) 2,129千円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 13.035.700株
- 2. 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 74.538株
- 3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の数 該当事項はありません。
- 5. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の 種類及び数

普通株式 10,080,500株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、貸倒引当金、減損損失 及び商品評価損でありますが、回収可能性を考慮して全額評価性引当額を計上して おります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金については原則として金融機関からの借入による調達を行っております。設備資金につきましては案件ごとに手許資金で賄えるか不足するかについての検討を行い、不足が生じる場合は金融機関からの借入金等による調達を行っております。資金に余剰が生じた場合には、借入金の返済によって資金効率の向上に努めることを基本方針としておりますが、一時的な余剰資金である場合においては定期預金を中心に保全を最優先した運用を行うこととしております。

また、アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) に対しての出資については、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られること、さらにその中から当社の事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能なことを目的に運用を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

売掛金等の営業債権は、顧客の信用リスクに晒されていますが、そのほとんどが1年以内の回収期日です。当該リスクの管理方法に関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引企業との業務等に関連する株式であり定期的に時価を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されていますが、貸付先の財務状況等を 定期的に把握しており、リスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全てが1年以内の支払期日です。借入金は、主に 営業取引に係る資金調達であり、借入金の支払期日は最長で、8ヶ月でありま す。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、 資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。 (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち46.0%が特定の大口顧客に 対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((※2)を参照下さい)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 長期滞留債権	206,275		
貸倒引当金(※4)	△206,275		
	_	_	_
(2) 長期借入金 (※5)	(6,160)	(6,151)	8

- (※1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計 上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	10
投資事業有限責任組合への出資	253,794

非上場株式は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用 指針」第5項の取扱いを適用し、投資事業有限責任組合への出資は、企業会計基準適用指 針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24—16項の取扱いを適用し、時 価開示の対象とはしておりません。

- (※3) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (※4) 長期滞留債権に個別に設定している貸倒引当金を控除しております。
- (※5) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場

において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負

債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1の

インプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定し

た時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区分	時価				
区 刀	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
長期借入金(※)	_	6,151	_	6,151	

- (※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

<基準> 3ヵ月以内に借入がある場合 ・・ 借入時利率を利用

1年以内に借入がある場合・・ 会社や国内の状況に特別な 変化がない場合、借入時利

率を利用 1年以上借入がない場合・・ 国債の金利変動をみて調整

する

持分法損益等に関する注記

1. 関連会社に対する投資の金額

93,000 千円

2. 持分法を適用した場合の投資の金額

一 千円

3. 持分法を適用した場合の投資損失の金額

一 千円

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円) (注) 2	科目	期末残高 (千円) (注)2
主要株主	abc 株式会社 (注) 1	東京都港区	731,887	その他金融業	被所有 直接 8.6	業務委託契約	業務委託 (注)3	1,600	未払金	220

- (注) 1.2025年9月1日付でGFA株式会社よりabc株式会社に商号変更しております。
 - 2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 3. 取引条件及び取引条件の決定方針 abc株式会社の業務委託については、双方協議により合理的に決定しております

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等 の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連	創イノベー ション株式	神奈川県横浜市		放射能除染、土壌・水浄化に関	所有 直接	基本合意書 の締結	資金の 貸付	-	長期 滞留債権 (注)2	142,000
会社	会社	金沢区	47,330	する技術開発	30.99	役員の兼務 あり	利息の 受取 (注) 1	2,129	長期 滞留債権 (注)2	8,585

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 利息の受取については、双方協議により利率を合理的に決定しております。
 - 2. 長期滞留債権の全額に対し、貸倒引当金を計上しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セク	報告セグメント		
	ヘルスケアソリ ューション事業	地球環境ソリュ ーション事業	合計	
メディカルシステム分野	551,909	_	551,909	
メディカルサプライ分野	8,049	_	8,049	
エネルギー分野	_	21,207	21,207	
GEOソリューション分野	_	172,358	172,358	
ESG分野	_	_	_	
その他	97,593	15,482	113,075	
顧客との契約から生じる収益	657,551	209,048	866,599	
その他の収益	_	_	_	
外部顧客への売上高	657,551	209,048	866,599	

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計 上基準 に記載のとおりであります。
- 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	68,724
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	62,792
契約負債(期首残高)	18,829
契約負債(期末残高)	15,526

契約負債は、主にソフトウェアのライセンス料等に係る顧客からの前受金及び 医療システムに係る保守サービス契約を顧客と締結した時点に一括で受領した保 守サービス代金のうち、保守期間が経過していない前受金に関するものでありま す。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17.608千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、 以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当事業年度
1年以内	15,526
1年超2年以内	_
2年超3年以内	_
3年超	_
合計	15,526

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額52円56銭2. 1株当たり当期純損失50円46銭

重要な後発事象の注記

(係争事件の発生)

「その他の注記 2. 係争事件の発生 (10)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件)

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月23日開催予定の第42回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分についての議案を付議することを決議しております。

1. 目的

当社は当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額3,880,627,189円を計上するに至っております。

つきましては、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元(配当及び自己株式取得)を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、

会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

- 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容
 - (1) 減少する資本金の額 1.936.101.074円
 - (2) 減少する資本準備金の額 548.766.770円
 - (3) 資本金及び資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 2026年2月1日(予定)
- 3. 剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を 繰越利益剰余金に振り替えます。これにより、振替後の繰越利益剰余金の欠損額 は1,395,759,345円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金2,484,867,844円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金2.484.867.844円
- (3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日 2026年2月1日(予定)

その他の注記

1. アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) への出資

当社が出資するアリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) は主としてイスラエルのスタートアップ企業と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジーに投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。

本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは 3.000,000米ドルであります。

本ファンドは当社に対し2,070,000米ドルのキャピタルコールを行っており、当社は2,070,000米ドルを既に出資し固定資産の投資その他の資産の投資有価証券に253,794千円を計上しております。

なお、本ファンドはキャピタルコール方式をとっていることから、当社に対し キャピタルコールの未実行額930,000米ドルが存在し、その実行時期については 未定であります。

本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、 本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られることから当社の事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になります。

2. 係争事件の発生

- (1) 当社は、以下のとおり2024年9月6日に訴訟を提起され、2024年9月27日 に訴状の送達を受けました。
 - ① 訴訟の概要

株式会社プロスパーアセットが、当社に対して、主位的請求としてバッテリーモジュールの引き渡し並びにレンタル料相当損害金及びレンタル料の支払、予備的請求としてバッテリーモジュールが返還不能の場合におけるバッテリーモジュールの買取代金及びレンタル料の支払を求めて動産引渡請求訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社プロスパーアセット

所在地:東京都港区北青山二丁目7番26号

代表者の役職・氏名:代表取締役 齋藤栄大

③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く) 16,220千円

④ 今後の見通し

当社といたしましては、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいりますが、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

- (2) 当社は、以下のとおり2024年9月12日に訴訟を提起され、2024年9月25日 に訴状の送達を受けました。
 - ① 訴訟の概要

株式会社ワンダーランドが、バッテリーモジュールの販売業者及び当社を 共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結 に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社ワンダーランド

所在地:神奈川県川崎市川崎区千鳥町7番1号No.3−2

代表者の役職・氏名:代表取締役 村上和彦

③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く) 20.680千円

④ 今後の見通し

株式会社ワンダーランドが東京地方裁判所に提出した2024年9月12日付け 訴状からでは、その主張の詳細は判然といたしませんので、今後、株式会社 ワンダーランドの主張を精査して適切に対応してまいりますが、当社はあく までも本蓄電池取引において、株式会社ワンダーランドからバッテリーモジ ュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正 当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、 対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

- (3) 当社は、以下のとおり2024年10月21日に訴訟を提起され、2024年10月28日 に訴状の送達を受けました。
 - ① 訴訟の概要

株式会社ケイ・アイ・シーが、バッテリーモジュールの販売業者、本蓄電池取引に関与した業者及び当社、並びに取引時点において販売業者の代表取締役であった個人及び当該取引時点における当時の当社の代表取締役であった個人を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社ケイ・アイ・シー

所在地:東京都中央区東日本橋2丁目4番1号

代表者の役職・氏名:代表取締役 井上浩二

- ③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く) 49.852千円
- ④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で 適切に対応してまいりますが、当社はあくまでも本蓄電池取引において、株 式会社ケイ・アイ・シーからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場 であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとと もに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困 難であります。

- (4) 当社は、以下のとおり2024年12月23日に訴訟を提起され、2025年1月24日に訴状の送達を受けました。
- ① 訴訟の概要

株式会社WEBLAが、バッテリーモジュールの販売元、販売元の現代表取締役(当該取引時点における当時の当社代表取締役)、蓄電池取引に関与した法人2社、当該法人のうち1社の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社WEBLA

所在地:東京都千代田区神田駿河台2丁目11番16さいかち坂ビル202号室 代表者の役職・氏名:代表取締役 小山大介

- ③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)294.671千円
- ④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいりますが、当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社WEBLAからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困 難であります。

- (5) 当社は、以下のとおり2025年1月14日に訴訟を提起され、2025年2月5日に訴状の送達を受けました。
- ① 訴訟の概要

日本粉末薬品株式会社が、当社を被告として、バッテリーモジュールの売 買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴 訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:日本粉末薬品株式会社

所在地:大阪府大阪市中央区道修町二丁目5番11号

代表者の役職・氏名:代表取締役 桑野彰一

③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く) 53.900千円

④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいりますが、当社はあくまでも本蓄電池取引において、日本粉末薬品株式会社からバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困 難であります。

- (6) 当社は、以下のとおり2025年2月5日に訴訟を提起され、2025年2月14日に訴状の送達を受けました。
- ① 訴訟の概要

城北ヤクルト販売株式会社が、バッテリーモジュールの販売業者、当該販売業者の元代表取締役及び現代表取締役(当該取引時点における当時の当社代表取締役)、本件蓄電池取引に関与した法人、当該法人の代表者、当社の元当該事業部長、当社の元業務委託先の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:城北ヤクルト販売株式会社

所在地:東京都足立区千住宮元町30番4号

代表者の役職・氏名:代表取締役 大久保毅一

- ③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く) 182.704千円
- ④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で 適切に対応してまいりますが、当社はあくまでも本蓄電池取引において、城 北ヤクルト販売株式会社からバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場 であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくととも に、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

- (7) 当社は、以下のとおり2025年3月28日に訴訟を提起され、2025年4月10日に訴状の送達を受けました。
- ① 訴訟の概要

株式会社Y・Aホールディングスが、バッテリーモジュールの販売業者、当該販売業者の元代表取締役及び元取締役並びに現代表取締役(当該取引時点における当時の当社代表取締役)、本蓄電池取引に関与した法人、当社の元取締役ら7名、当社の現代表取締役及び当社の現取締役1名並びに当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社Y・Aホールディングス 所在地:大阪府東大阪市荒本北2丁目2番47号 代表者の役職・氏名:代表取締役 竹原正敏

- ③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く) 62.315千円
- ④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいりますが、当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社Y・Aホールディングスからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

- (8) 当社は、以下のとおり2025年9月2日に訴訟を提起され、2025年9月11 日に訴状の送達を受けました。
- ① 訴訟の概要

株式会社ステイワンが、当社を被告としてバッテリーモジュールの売買契約に関連する不当利益返還等を求めて訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社ステイワン

所在地:大阪府大阪市北区長柄東1丁目4番24号 代表者の役職・氏名:代表取締役 友井亮輔

③ 不当利益返還等請求金額 22,660千円

④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で 適切に対応してまいりますが、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主 張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処し てまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困 難であります。

- (9) 当社は、以下のとおり2025年9月18日に訴訟を提起され、2025年9月29日に訴状の送達を受けました。
- ① 訴訟の概要

株式会社中村機材が、当社を被告としてバッテリーモジュールのレンタル 契約に関連するレンタル料の支払を求めて訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社中村機材

所在地:東京都江戸川区東小岩五丁目18番5号

代表者の役職・氏名:代表取締役 中村武史

③ レンタル料請求金額

7,040千円

④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいりますが、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困 難であります。

- (10) 当社は、以下のとおり2025年8月28日に訴訟を提起され、2025年10月7日に訴状の送達を受けました。
- ① 訴訟の概要

株式会社Tree Island及び株式会社Tree Islandの子会社である株式会社BWFtが、バッテリーモジュールの販売事業社、当該業者の代表者である個人及び当社、並びに取引時点において本件販売業者の代表取締役であった個人及び当該時点において当社の代表取締役であった個人を共同被告としてバッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称:株式会社Tree Island

所在地:東京都渋谷区恵比寿1丁目21番10号えびすアシストビル5階

代表者の役職・氏名:代表取締役 木島孝昌

名称:株式会社BWFt

所在地:東京都渋谷区恵比寿1丁目21番10号えびすアシストビル5階

代表者の役職・氏名:代表取締役 高橋恵梨奈

③ 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く) 25,894千円

④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいりますが、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。